

1986年3月31日

第25号

ゆり北

発行・光が丘パークタウン

ゆりの木北自治会

東京都板橋区赤塚新町

3-32-4-403

電話 03(938)9181番

発行責任者 吉柳俊孝

光が丘地区住民組織連絡協議会構成団体名簿(順不同)

団体名	代表者
1 むつみ台団地自治会	会長 山内完一 (副会長 篠原 昇)
2 ゆりの木北自治会	会長 吉柳俊孝 (副会長 阿部憲一)
3 ゆりの木通り北住宅管理組合	理事長 土井文夫 (オブザーバー)
4 ゆりの木通り南住宅管理組合	理事長 藤森 滋
5 光が丘第一自治会	会長 池田悦久 (副会長 内田茂清)
6 光が丘第二自治会	会長 久野嘉明
7 公園南一号棟自治会	会長 長谷川 昭
8 公園南住宅自治会	会長 小林秀自
9 公園南住宅管理組合	理事長 清水明男 (会計担当理事 菓子友幸)
10 大通り北団地管理組合	理事長 中森和明 (総務担当理事 杉田時男)
11 大通り南七番街団地管理組合	理事長 濱 典夫 (副理事長 大和田健太郎)
12 大通り南団地管理組合	理事長 木下英敏 (副理事長 垣原 潔)
13 コーシャハイム光が丘第一自治会	会長 太田勝利 (副会長 猿田博文)
14 コーシャハイム光が丘第二自治会	会長 荻部一男 (副会長 植原貞夫)
15 シティコープ光が丘管理組合	理事長 飯田与一 (副理事長 鈴木徳衛)

「光が丘地区住民組織連絡協議会」

が結成されました

既に一月号の「ゆり北」で、会の目的や、結成に至る経過等を、お知らせしてきましたが、先日三月十五日(土)結成総会を開き、私たちの自治会も参加して行くことになりました。前回のお知らせ以後の経過も簡略にお伝えしますと、数回の全組織の代表の話し合いを重ね、さらに6ブロックの代表者を選び、(公園北部に位置する我々のゆり北も、ブロック代表に吉柳会長が選ばれました)準備委員

及び、運営の基本事項も取り決め、役員についても、公団・都会・公社の別、賃貸・分譲、自治会・管理組合、また地域なども反映させ調整することになりました。前回決定事項として報告しました分担金の年額は一万円に減額になりました。

(副会長・阿部憲一)

光が丘地区 住民組織連絡協議会規約

第1章 総則

第1条 本協議会は、光が丘地区住民組織連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、加盟住民組織(以下「構成団体」という)間の連絡の円滑化を図り以て光が丘の豊かで住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、会長所屬の構成団体の事務所に置く。

(構成)

第4条 協議会は、光が丘地区における住民自治会及び団地管理組合であつて、第2条の目的に賛同するものを以て構成とする。

(業務)

第2章 業務

第5条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

① 構成団体に共通する次に掲げる事項についての連絡協議及び必要の対外交渉

交通、防犯、防災等地区内住民の安全に関すること。

② 地区内の公共公益施設の整備及びその運用に関すること。

③ 地区内住民に關係する便益サービスの向上に関すること。

④ その他第2条の目的を達成するために必要な業務。

(業務運営の原則)

第6条 協議会は業務運営にあつては、構成団体の自主性を尊重し、互譲の精神を旨とし、意見決定については、全員の一致を原則とするものとする。

定の政治活動に影響されることなく、かつ、非宗教、非営利を原則とする。

第3章 組織

(総会)

第7条 協議会は、年2回定期に総会を開催する。

2 総会は、構成団体を代表する者を以て構成する。

3 総会は、この規約に別に定めるもののほか、協議会の運営の基本的事項を審議決定する。

4 総会の招集は、会長が行う。

5 総会の議決権は、構成団体各1とする。

6 総会は、構成団体を代表する者の3分の2の出席を以て成立する。

(臨時総会)

第8条 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 構成団体の3分の1以上の要請があつたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に、会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長及び副会長は、総会において互選する。

3 会長は、協議会を代表し、業務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、会長があらかじめ定めた順序に従ひ、その職務を代行する。

5 会長及び副会長の任期は1年とする。

(幹事会)

第10条 協議会の常務を処理するため、構成団体が各1名ずつ推挙した者から成る幹事会を置く。

2 幹事会の招集は、幹事長が行う。

3 幹事会は、幹事3分の2の出席を以て成立する。

(正副幹事長)

第11条 幹事会を統括する幹事長1名及び幹事長を補佐する副幹事長若干名を置く。

2 正副幹事長は、幹事会において互選する。

3 正副幹事長の任期は1年とする。

第12条 幹事は、幹事会の定めるところにより、協議会の業務を分担する。

(部会及び専門委員会)

第13条 構成団体の性格に応じた区分により、幹事会に便宜部会を設けることができる。

2 特定の事項を処理するため、幹事会に適宜専門委員会を設けることができる。

3 部会及び専門委員会の種類、構成等については、幹事会が決定する。

(年度)

第14条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

(会計)

第15条 協議会の経費は、構成団体が負担する分担金により支弁するものとする。

2 前項の分担金の額は年額1万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、必要が生じたときは、幹事会の決定により、臨時分担金を徴することができる。

第5章 会計監査

第16条 会計監査を行うため、会計監査2名を置く。

2 会計監査は、総会において選任する。

3 会計監査と幹事は、兼ねることができない。

4 会計監査の任期は1年とする。

5 会計監査は、年度当初の総会において、監査報告を行わなければならない。

第6章 改正

第17条 本規約は、構成団体の2分の1以上の発議により、

総会の5分の4の多数決により、改正することができる。

第7章 附則

(施行)
第18条 本規約は、昭和61年3月15日から施行する。

(見直し)

第19条 本規約は施行後1年を目途として見直すものとする。

2 見直しの手続きは、第17条に規定する改正の例による。

(経過報告)

第20条 発足初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、昭和61年3月15日から、昭和62年3月31日までとする。

光が丘地区住民組織連絡協議会
運営基本事項について

1 幹事会の構成について
各団体選出の幹事は別掲のとおりである。

なお今後の運営に当たって配慮すべきことは次のとおりである。

光が丘地区には住宅・都市整備公団、東京都、東京都住宅供給公社の住建三者による賃貸・分譲の住宅が混在しており、住民組織も自治会、住宅管理組合と性格も異なります。役員・正副幹事長の選出にあたっては、これらの状況と地域が反映されるよう調整を図っていきます。

協議会が民主的に運営されるために、役員・正副幹事長によって常任幹事会的な機能を担保することとします。

2 専門委員会等の設置方針について

昭和58年3月に入居が始まった光が丘は、現在六〇〇〇戸二〇〇〇〇人が居住しています(むつみ台団地を含む)。最終的には二二〇〇〇戸四二〇〇〇人と二十三区内で最大の住宅団地となります。この地区では地域暖房システムを始めとした新しい都市設備も行なわれています。しかしながら、快適な生活を

求めて入居した私達にとって「足」のない団地、買い物に不便な団地の生活は、多くの不満で満ちています。これらの課題には各自治会、住宅管理組合ともそれぞれの立場で取り組んでいます。

光が丘地区住民組織連絡協議会では、光が丘地区全体にかかわる次の課題について情報交換や関係機関への要望を取りまとめるべく、協議会の内部組織として幹事会のもとにそれぞれの課題毎に専門委員会を設置します。専門委員は幹事が分担してあたるほか幹事会の承認のもとに各団体の構成員より専門委員を充当します。

(一)交通専門委員会
地下鉄の早期着工、工事の促進

西武および国際興業バスの増便と終車時刻の繰り下げの実現、成増、下赤塚、豊島園などの乗り換え駅付近に駐輪場の設置、団地内駐車場の増設および違法駐車対策

(二)防犯・防災専門委員会
団地内に警察署・消防署および交番の設置

移動交番をはじめパトロールの強化

高性能のハシゴ車、消防車の配置

団地に即した防災マニュアルの作成

広域避難場所としての光が丘地区と災害時の対応についての検討

(三)サービス施設専門委員会
給湯・暖房システムの安定供給、故障時のバックアップ体制の確立

センター施設の早期実現

地域の交流を促進するため児童館・集会所の早期設置

保健所・福祉事務所等住民に密接な窓口の早期開設

(四)環境・美化専門委員会
車公害(騒音・大気汚染・暴走行為)の規制・根絶
公園駐車場建設問題の解決
団地内の美化対策

(五)光が丘地区の住民組織は、

住民の意思で結成された自治会と建物区分所有法に基づき設置された住宅管理組合があります。これらの状況を踏まえ協議会に「自治会部会」と「管理組合部会」を置くこととします。

区長との懇談会
の結末と報告

去る2月25日、赤塚庁舎において栗原区長と赤塚周辺の住民との懇談会が行なわれ、自治会もそれに参加いたしました。

私たちは、現在、ゆりの木北自治会で大きな課題のひとつとして掲げられている中学校建設問題について質問してみました。

△区長の回答は以下の通り▽
こり周辺の中学校でマンモス校になっている学校がいくつかあるが、将来はこのマンモス化を防ぐために新しい学校を建設する方向に進みたい。

しかし、必ずしも公団の中学校予定地に建設するとはかぎらず、他の土地に建てる可能性がある。

来る4月27日(日)に『第4回自治会総会』を予定しています。公園駐車場や三〇一、三〇二道路問題を始めとして、この団地を明るく住みよい町にするために、まだまだ様々な問題が山積んでいます。「みんなで協力みんなで解決」を合い言葉に、総ての住民の参加で、このゆり北団地を暮らしやすい町につくりあげていきましょう。会員の皆さんの積極的なご出席をお願いします。

自治会総会

次号の会報より北で、総会に向けての詳細をお知らせいたします。ご意見ご希望をお持ちの方、また、問題をお持ちの方は、自治会役員・自治委員・世話人にお申し出下さい。まだ自治会に入られておられない方はいつでもご入会下さい。一人で悩むより、みんな力で力を合わせて解決していきましょう。

お花見の
お誘い

厳しい冬でした。今は春、花が競って咲く季節になりました。光が丘公園の桜もつぼみがふくらんで、咲き誇るのをいまや遅しと待ち構えています。

うららかな春の一日、花見にお出掛けになりませんか。自治会では、ささやかな花見の会を予定しています。どうぞご家族でおいで下さい。団地の住民のためのスペースを確保しておきますので、花を愛でながら、ゆっくりとお弁当でも食べましょう(お弁当は各自持参でお願いします)。

記

一、4月13日(日)午前11時ごろより3時ごろまで。

一、光が丘公園内、桜の木の下で。

一、雨天中止

